

意見募集要領

1 意見募集対象

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」並びに「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準」の一部改正（案）

2 資料入手方法

意見募集対象となる本省令案等の概要については、電子政府の窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に記載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、意見書は、日本語で記入してください。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：iryoka@mhlw.go.jp

厚生労働省保険局医療課 あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局医療課 あて

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-3508-2746

厚生労働省保険局医療課 あて

(担当に電話連絡後、送付してください。)

4 意見提出期間

平成24年1月10日(火)～平成24年1月31日(火)午後5時(必着)
(郵便についても、募集期間内の必着とします。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] パブリックコメント・意見募集案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、厚生労働省保険局医療課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名(法人等にあつてはその名称)やその他属性に関する情報を公表する場合があります(匿名希望及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成24年 月 日

厚生労働省保険局医療課 あて

郵便番号：〒 _____
住 所： _____
氏名（注1）： _____
電話番号： _____
電子メールアドレス： _____

- 「保険医療機関及び保険医療費担当規則」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」並びに「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準」の一部改正（案）

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」並びに「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準」一部改正（案）について

I. 改正の趣旨

本改正案は、保険薬局における保険調剤等に係る患者の一部負担金の支払に依じて、いわゆる「ポイント」を付与する等の経済上の利益を提供することにより、患者を自己の保険薬局等に誘導することを禁止することを目的とする。

II. 改正の概要

以下の省令及び告示において、保険医療機関及び保険薬局は、患者に対して経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の診療を受け、又は自己の調剤を受けるように誘引してはならないこととする。

- ・ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）
- ・ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）

※ これにより、保険薬局等が保険調剤等の一部負担金の受領に際し、「ポイント」の付与等を実施することを原則として認めないこととする。

ただし、クレジットカード等による支払に伴い生じる「ポイント」は、クレジットカード等が患者の支払の利便性向上を目的とするものであり、かつ、保険薬局等以外の者が付与するものであることから、やむを得ないものとする。

III. 根拠法令

- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 70 条第 1 項及び第 72 条第 1 項（これらの規定を第 85 条第 9 項、第 85 条の 2 第 5 項、第 86 条第 4 項、第 110 条第 7 項及び第 149 条において準用する場合を含む。）
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項、第 74 条第 4 項、第 75 条第 4 項及び第 76 条第 3 項

IV. 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

参考

【日本薬剤師会が提出した意見】

【意見】療担、薬担および療担基準の一部改正案に賛成します。

【理由】保険診療・保険調剤の一部負担金の支払分をポイント付与する行為については、以下に挙げる主な理由から、早急に見直すこと（すなわち、禁止すること）が必要であると考えます。

1. 保険薬局における健康保険事業の健全な運営を損なう恐れがある。
2. 間接的もしくは結果的に、一部負担金を減免することになる可能性が非常に高い。
3. 保険調剤時の過剰な景品類の提供に繋がるなど、保険薬局の本来業務という観点から見れば、不適切もしくは過剰なサービス行為である。
4. 医療保険の費用の一部は公費（税金）であることを考えると、公的医療保険制度には馴染まない行為である。
5. 患者が保険薬局を選択するにあたっては、保険薬局が懇切丁寧に保険調剤を担当し、保険薬剤師が調剤、薬学的管理及び服薬指導の質を高めることによりなされるべきである。

以上